（借入金利の設定）

第十五条の二　地方公共団体は、地方長期資金又は地方特別資金（以下「地方長期資金等」という。）の貸付けを受けようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書を財務大臣に提出するものとする。

（事業計画等に関する書類の提出）

第十六条　地方公共団体は、地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、借入れの目的である事業ごとに、事業計画に関する書類を毎年度財務大臣に提出するものとする。

2　［略］

（地方長期資金等の貸付予定額の決定）

第十七条　財務大臣は、前条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、地方長期資金等の貸付予定額（以下「資金貸付予定額」という。）を決定した場合には財政融資資金貸付予定額通知書により、資金貸付予定額を決定しないこととした場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。

（不用額の報告）

第十九条　地方公共団体は、資金貸付予定額の決定後において事業の中止、事業の縮小、他の財源の調達その他の理由により資金貸付予定額の全部又は一部の借入れが不用となることが明らかとなつた場合には、速やかにその理由及び不用となる額を記載した財務大臣が別に定める書式による財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書を財務大臣に提出するものとする。

第二十条　削除

第二十一条　削除

第二十二条　削除

第二十三条　削除

（借入金利の設定）

第十五条の二　地方公共団体は、普通地方長期資金又は普通地方特別資金（以下「普通地方長期資金等」という。）の貸付けを受けようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金普通地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書を財務大臣に提出するものとする。

（事業計画等に関する書類の提出）

第十六条　地方公共団体は、普通地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、借入れの目的である事業ごとに、事業計画に関する書類を毎年度財務大臣に提出するものとする。

2　［同上］

（普通地方長期資金等の貸付予定額の決定）

第十七条　財務大臣は、前条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、普通地方長期資金等の貸付予定額（以下「資金貸付予定額」という。）を決定した場合には財政融資資金貸付予定額通知書により、資金貸付予定額を決定しないこととした場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。

（不用額の報告）

第十九条　地方公共団体は、資金貸付予定額の決定後において事業の中止、事業の縮小、他の財源の調達その他の理由により資金貸付予定額の全部又は一部の借入れが不用となることが明らかとなつた場合には、速やかにその理由及び不用となる額を記載した財務大臣が別に定める書式による財政融資資金普通地方長期資金等貸付予定額不用額報告書を財務大臣に提出するものとする。

（起債前貸等の貸付け）

第二十条　地方公共団体は、財務大臣から第十七条の規定により財政融資資金貸付予定額通知書の送付又は第十八条第二項の規定により財政融資資金貸付予定額変更通知書の送付を受けた資金貸付予定額の範囲内で起債前貸又は特別起債前貸（以下「起債前貸等」という。）の貸付けを受けることができる。

（起債前貸等の借入申込み）

第二十一条　地方公共団体は、前条の規定により起債前貸等の貸付けを受けようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金起債前貸等借入申込書に、貸付対象事業に係る財務大臣が別に定める書式による事業実施状況等調書を添えて財務大臣に提出するものとする。

2　財務大臣は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（起債前貸等の貸付額決定の通知）

第二十二条　財務大臣は、前条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、起債前貸等貸付額及び諸条件を決定した場合には財政融資資金貸付通知書により、貸付けを行わないことを決定した場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。

（起債前貸等に係る借用証書の提出）

第二十三条　地方公共団体は、財務大臣から前条の規定により財政融資資金貸付通知書の送付を受けた場合には、資金の交付を受けるため、当該通知書に指定された貸付日の三営業日前までに、財務大臣に財務大臣が別に定める書式による財政融資資金起債前貸等借用証書を提出するものとする。ただし、やむを得ない理由があると財務大臣が認める場合にあつては、当該貸付日までに財務大臣に財政融資資金起債前貸等借用証書を提出するものとする。